

新型コロナウイルス緊急経済対策

伊豆の国市

小規模事業者等事業継続支援金

新型コロナウイルス感染拡大により、大きな影響を受けている市内の個人事業者及び法人の事業継続を支援するため、支援金を支給します。

支給額

1事業者あたり

最大20万円

対象月の前年同月の事業収入額から対象月の事業収入額を差し引いて得た額が上限となります

受付期間 令和3年3月1日から令和3年4月30日まで

支給対象となる主な条件

伊豆の国市内に主たる事業所を所有する事業者または、市内に主たる事業所があり、市内に住所をおく事業者で、

①令和2年1月1日以前から伊豆の国市内で事業活動を行っており、支援金の受給後も事業活動を継続する意欲がある者

②令和3年1月又は同年2月において、前年同月比で事業収入が30パーセント以上減少していること

③市税等の滞納がないこと

必要書類・申請方法等の詳細は裏面をご覧ください

お問合せ先

伊豆の国市役所 農業商工課 商工係

TEL0558-76-8003 (9:00~17:00 土日祝日を除く)

1 支給対象者

下記①から⑤までの要件全て満たすことが必要です。

- ①伊豆の国市内に主たる事業所を所有する事業者または、市内に主たる事業所があり、市内に住所をおく事業者であること
- ②令和2年1月1日以前から伊豆の国市内で事業活動を行っており、支援金の受給後も事業活動を継続する意思があること
- ③令和3年1月又は同年2月において、前年同月比で事業収入が30パーセント以上減少していること
- ④納期が到来した市税等(徴収猶予に係るものは除く)に滞納がないこと
- ⑤伊豆の国市暴力団排除条例第2条第3項に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと

2 売上減少率の算出方法

A: 令和3年1月または令和3年2月の売上高

B: 前年同月の売上高

$(B - A) \div B \times 100 = \text{売上減少率}$ (小数点以下切り捨て)

※30%以上あること

3 申請手続きについて

(1) 申請書入手

伊豆の国市ホームページから申請書をダウンロードできます。

また、下記にも用意しています。

伊豆の国市役所本庁、大仁支所、韮山支所、伊豆の国市商工会各支所

(2) 申請書の作成

- ①支給申請書(様式1号)
- ②前年同月比が確認できる書類(売上台帳、売上帳簿の写しなど)
- ③誓約書兼同意書(様式2号)
- ④市税の完納証明書(発行日から3月以内のもの)
- ⑤振込口座の通帳(写し)
金融機関・口座番号・カタカナ
口座名義がわかるもの
- ⑥市内に主たる事業所があることが分かる書類
(法人: 登記事項証明書の写しなど)
(個人: 確定申告書や開業届の写し)

(3) 申請書の提出

【受付期間】

令和3年
3月1日(月)～
4月30日(金)

【必着】

**原則「郵送」のみの
受付とします。**

【送付先】

〒410-2396
伊豆の国市田京299-6
伊豆の国市役所
農業商工課 商工係 宛

(2) ①から⑥のほかに追加で提出をお願いする場合があります。
書類の不備がなければ、申請受理後、最短3週間程度でご指定の口座に振込みをすることを想定しています。